

議題 3

令和 2 年度における地域包括支援センターの増設について

本市では第 7 期介護保険事業計画において、地域包括支援センターの整備について、高齢化の進展に伴う第 1 号被保険者の増加を見込み、行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、その機能強化を図るため、令和 2 年度までに現在の 4 ヶ所から 1 ヶ所増設し、5 ヶ所とすることとしています。

これに伴い、現在の担当区域を変更し、新たに割り振られた区域について介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく包括的支援事業等を実施する地域包括支援センターの設置・運営を受託する 1 法人を公募しようとするものです。

なお、令和 2 年 3 月議会において当初予算案が可決された際には、新設される同センターについては令和 2 年 10 月 1 日の稼働目指し、令和 2 年 4 月より公募に関する各手続きを進めていく予定です。なお、担当地域についても再編が必要となるため検討してまいります。

参考：第 7 期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 P102

②地域包括支援センター運営の方向性（写）